

地域密着型認知症対応共同生活介護 料金表

■ 介護保険給付サービス

認知症対応型 共同生活介護費(Ⅱ)		単位数	1日あたり			1月あたり(30日)		
			1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
① サー ビス 費	要支援2	749	949円	1,897円	2,845円	28,470円	56,910円	85,350円
	要介護1	753	954円	1,908円	2,862円	28,620円	57,240円	85,860円
	要介護2	788	999円	1,997円	2,996円	29,970円	59,910円	89,880円
	要介護3	812	1,029円	2,057円	3,086円	30,870円	61,710円	92,580円
	要介護4	828	1,049円	2,098円	3,147円	31,470円	62,940円	94,410円
	要介護5	845	1,071円	2,141円	3,211円	32,130円	64,230円	96,330円
② 加 算	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	8円	15円	23円	240円	450円	690円
	科学的介護推進体制加算	40	1月に1回			51円	101円	151円
	認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120	1月に1回			152円	304円	455円
	栄養管理体制加算 [※]	30	1月に1回			39円	77円	116円
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) [※]	5	1月に1回			7円	13円	20円
	医療連携体制加算(Ⅰ)イ [※]	57	73円	146円	218円	2,190円	4,380円	6,540円
③ そ の 他 加 算	初期加算	30	39円	77円	116円	入居日より30日迄		
	若年性認知症利用者受入加算	120	152円	304円	455円	40歳以上65歳未満の方		
	協力医療機関連携加算	100	127円	254円	381円			
	退居時相談援助加算	400	507円	1,013円	1,519円	1回を限度		
	入院時費用	246	312円	624円	936円	1月につき6日を限度		
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	5円	9円	13円	150円	270円	390円
	口腔衛生管理体制加算	30	1月に1回			39円	77円	116円
	口腔・栄養スクリーニング加算	20	6月に1回			26円	52円	77円
	生産性向上推進加算(Ⅰ)	100	1月に1回			127円	254円	381円
	生産性向上推進加算(Ⅱ)	10	1月に1回			13円	26円	39円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) [※]	-				所定単位数×18.6%			

※ 介護保険適用料金には介護職員等処遇改善加算(所定単位数の186/1000)が含まれています。(地域単価 10.68)
 なお、表示金額は1日の単位数を金額に換算したもので、実際の請求金額では単位の1ヶ月分の総数を金額に換算するため僅かですが誤差が生じます。

■ 介護保険適用外費用

認知症対応型 共同生活介護費(Ⅱ)		1月あたり(30日)		
		1割負担	2割負担	3割負担
④ 保 険 外 費 用	設備利用料	94,000円/月		
	食材料費	48,600円/月		
	生活運営費	26,191円/月		
	その他	実費		

■ 1月(30日)あたりの基本料金

認知症対応型 共同生活介護費(Ⅱ)		1月あたり(30日)		
		1割負担	2割負担	3割負担
⑤ 基 本 計 ① + ② + ④	要支援2	197,704円	226,556円	255,437円
	要介護1	197,854円	226,886円	255,947円
	要介護2	199,204円	229,556円	259,967円
	要介護3	200,104円	231,356円	262,667円
	要介護4	200,704円	232,586円	264,497円
	要介護5	201,364円	233,876円	266,417円

※ 基本項目(「①サービス費」、「②加算(※除く)」、「④保険外費用」)の合計です。
 この合計とは別に必要に応じ「その他加算③」のうち該当する項目が加算されます。
 上記「④保険外費用」以外の保険外サービスをご希望の場合、その料金は別途となります。

■ 算定要件

サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して(介護予防)認知症対応型共同生活介護を行った場合
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合
科学的介護推進体制加算	利用者ごとの基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を適切かつ有効な提供に活用している場合
栄養管理体制加算	管理栄養士等が従業者に対して栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合
医療連携体制加算(Ⅰ)イ	当事業所の従業者若しくは病院や訪問看護ステーション等との連携により看護師を配置し、24時間の連絡体制や利用者が重度化した場合の指針を定めるなどにより、日常的な健康管理や医療ニーズに対して適切な対応が取れる体制を整備している場合
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	高齢者施設等における平時からの感染対策の実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を確保している場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、在宅での生活が困難であり、緊急に当事業所を利用することが適当であると判断した利用者に対して、入居を開始した日から7日間を限度として算定
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を行った場合
看取り介護加算	看取りに関する指針を定め、利用者又は家族の同意のもと、医師、看護師等多職種共同にて介護に係る計画を作成し、計画に基づき利用者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合
初期加算	当事業所に入居した日から30日以内の期間について算定
協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合は場合
退居時情報提供加算	利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合
退居時相談援助加算	利用期間が1月を超える利用者が退居し、居宅にて居宅サービス等を利用する場合に、退居後の各サービスについての相談援助を行い、利用者の同意を得て退居後2週間以内に市町村等に利用者の介護状況を示した文書を添えて各サービスに必要な情報を提供した場合
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資するチームケアを提供した場合
口腔衛生管理体制加算	事業所の介護職員が歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士から口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上受けている場合に算定
口腔・栄養スクリーニング加算	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行った場合
新興感染症等施設療養費	利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った場合
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	介護職員の処遇改善を進めることに加え、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入等により、介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組をしている場合
入院時費用	利用者が病院又は診療所に入院後、3月以内に退院することが明らかに見込まれる場合に退院後再び当事業所に円滑に入居できるような体制等を整えている場合、1月に6日を限度
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められる加算